

第 9 9 1 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和 7 年 3 月 1 7 日（月）午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 佐藤教育長、小室委員、佐浦委員、鳩原委員、福與委員

4 説明のため出席した者

佐藤副教育長、千葉副教育長、遠藤副教育長、鎌田総務課長、熊谷教育企画室長、片岡福利課長、
工藤教職員課長、本田義務教育課長、菊田高校教育課長、高橋高校教育課教育改革担当課長、
菊田高校財務・就学支援室長、山内特別支援教育課長、安倍施設整備課長、
大宮司保健体育安全課長、佐藤生涯学習課長、高橋文化財課長 外

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 9 9 0 回教育委員会会議録の承認について

佐 藤 教 育 長 （委員全員に諮って）承認する。

7 第 9 9 1 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名、議事日程について

佐 藤 教 育 長 小室委員及び佐浦委員を指名する。
本日の議事日程は、配布資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 専決処分報告

（2）教育功績者表彰

7 議事

第 2 号議案 職員の人事について

第 3 号議案 教育功績者表彰について

第 8 号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第 9 号議案 宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について

第 10 号議案 宮城県文化財保護審議会松島部会委員の人事について

第 11 号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

第 12 号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について

佐 藤 教 育 長 「6 専決処分報告」の（2）と「7 議事」の第 2 号議案、第 3 号議案及び第 8 号
議案から第 1 2 号議案までについては、不開示情報等が含まれているため、その審議等
については秘密会としてよろしいか。

（委員全員に諮って）この審議等については、秘密会とする。

秘密会とする案件は、「9 次回教育委員会の開催日程」の決定後に審議することと
してよろしいか。

（委員全員異議なし）

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

9 教育長報告

「学校からのハラスメント一掃を求める請願書」への対応

（説明者：佐藤副教育長）

『「学校からのハラスメント一掃を求める請願書」への対応について』御説明申し上げる。

資料左側を御覧願いたい。

本年 2 月 2 8 日付けで、民主教育をすすめる宮城の会から、本請願書が提出され、資料右側上段に記載

の事項３点についての請願がなされた。

１点目については、県教育委員会では、ハラスメントの防止等に関する要綱を定め、周知しているほか、作成している服務指導資料や管理職向け研修資料においても、ハラスメント防止に関する内容を取り扱っているところである。

また、新任校長研修や教頭研修においては、パワー・ハラスメントをはじめ、ハラスメントに係る留意点等を内容としているほか、教育事務所単位での各種会議においても、ハラスメントに関する議題を盛り込んでおり、今後とも、指導を継続していきたいと考えている。

２点目については、ハラスメントの防止等に関する要綱では、各学校におけるハラスメントに関する相談担当職員として、教頭及び事務部長等のほか、教育庁担当課の担当班も指定しており、同要綱では相談のプライバシーの保護等についても定めているところである。

また、昨年２月には、「教職員ＳＯＳ相談窓口」を教育委員会内に設置し、教育委員会の職員が相談を受け、ハラスメント等の疑いが発生した場合の解決に向けた取組も行ってきたところであり、今後とも取り組んでいきたいと考えている。

３点目については、各学校において、憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法などを踏まえた教育課程に基づき、人権を尊重した教育活動が行われているところであり、今後も同様である。

請願者に対しては、ただ今御説明した内容を踏まえ、回答する予定である。

本件については、以上である。

(質 疑) ┃ (質疑なし)

10 専決処分報告

(１) 第３９５回宮城県議会議案（追加提案分）に対する意見について

(説明者：佐藤副教育長)

「第３９５回宮城県議会議案（追加提案分）に対する意見について」御説明申し上げる。

資料右側を御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、本年２月１０日付けで、令和６年度２月補正の追加提案について、知事から意見を求められたので御説明申し上げます。

「１ 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、今回の補正額として、【Ｃ】の欄であるが３０億１，１３１万３千円を増額計上しようとするものである。

「２ 補正予算議案」「(１) 主な増額補正」であるが、古川支援学校の狭隘化解消に向けて、隣接する用地等の取得に要する経費として１億１，５５０万円を計上している。また、児童生徒の１人１台端末などの計画的・効率的な更新を推進するために国から交付された経費について、公立学校情報機器整備基金へ積み増しする経費として３９億７，９０７万２千円、震災で親を亡くした子供たちなどのためにお寄せいただいた御寄附を、東日本大震災みやぎこども育英基金に積み増しする経費として

１億３，１３３万２千円を計上している。

次に、「(２) 主な減額補正」であるが、県立学校改修工事などの契約実績に基づき１９億９，１２１万５千円を減額するものである。

「(３) 債務負担行為」であるが、美術館休館中の県内巡回展に係る展示関連業務について、必要な期間及び限度額を設定するものである。

「(４) 債務負担行為」の変更であるが、すでに議決を受けている古川支援学校仮設校舎賃借について、債務負担行為の限度額及び期間を変更するものである。

次に、「(５) 繰越事業」であるが、高等学校等の校舎改築事業等について、

総額７３億７００万円を計上している。繰越の主な要因としては、関係機関等との調整に日数を要したことによる、工期の延長などによるものである。

最後に、予算外議案の内容について御説明申し上げます。

「３ 予算外議案」「(１) 条例議案」であるが、議第６６号議案「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

次に、「(2) 条例外議案」であるが、議第72号議案については、宮城県美術館改修工事に係る工事請負変更契約締結のため、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

最初の資料に戻りたい。

以上が、知事から意見を求められた議案の内容であるが、この照会に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月10日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

なお、専決処分をした議案については、3月14日の県議会本会議において原案のとおり可決されている。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質疑なし)

11 議事

第1号議案 宮城県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則の制定について

(説明者：佐藤副教育長)

第1号議案について、御説明申し上げます。

資料左側を御覧願いたい。

本議案は、新たに「宮城県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則」を制定するものである。

資料右側を御覧願いたい。

「1 制定の理由」であるが、本規則は、県の例規をより県民に分かりやすく、読みやすいものにするとともに、デジタル媒体での文書閲覧への対応を進めるため、これまで縦書きで制定されてきた教育委員会規則について左横書きに変更するものである。なお、知事部局でも同様に縦書きで制定されてきた条例等について左横書きに変更する。

「2 制定内容」であるが、これまで縦書き形式で制定されてきた既存の教育委員会規則について左横書き形式に変更するとともに、用字及び用語について左横書き形式に対応した表記に変更するものである。

制定規則は、「3」に記載のとおり、令和7年4月1日から施行することとしている。なお、今後、同日以降に公布する教育委員会規則等からは左横書きで作成していく。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) | (質疑なし)

佐 藤 教 育 長 | (委員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第4号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明者：佐藤副教育長)

第4号議案について、御説明申し上げます。

資料右側を御覧願いたい。

「1 改正内容」であるが、「(1) 室の新設に関する関係規定の改正」については、来年度の教育庁の組織改編において、急速に進む少子化や多様化する教育ニーズに対応する新たな県立高校将来構想の策定等をとおして、魅力ある高校教育を創造する体制強化のため、高校教育課からこれらの業務を切り離し「高校教育創造室」を新設することに伴い、関係規定の改正を行おうとするものである。

次に「(2) 本庁各課の分掌事務の変更等に関する関係規定の改正」であるが、総合教育センターのシンクタンク機能のさらなる強化と、本庁関係課室や関係部局との円滑な事業推進を図るため、総合教育センターに関する事務を、教職員課から総務課に移管するものである。

また、昨年8月の中央教育審議会の答申を受けて、文部科学省から「学校における働き方改革を進めるため、事務局において中心となる担当を明確化すること。」と通知されたことから、現在、学校における働き方改革の業務を担う教職員課の事務分掌に、条項を追加するものである。

次に「(3) 職員の職に関する関係規定の改正」であるが、先ほど御説明した高校教育創造室の新設に伴い、高校教育課から高校教育創造室に移管される教育改革業務を担っていた「教育改革担当課長」を廃止するものである。

次に「(4) 県立学校の新設及び廃止等に関する関係規定の改正」であるが、本年3月末を持って廃止となる「大河原商業高等学校」と「柴田農林高等学校」を削除するほか、本年4月に開校する「松陵支援学校」を追加するものである。

また、分校関係としては、本年4月に開設される「白石高等学校蔵王キャンパス」と「築館高等学校一迫商業キャンパス」を追加するほか、「小松島支援学校松陵校」を廃止し、さらには、「利府支援学校」の分校である「富谷校」を、「松陵支援学校」の分校とするため、関係規定の改正を行おうとするものである。

改正の具体的な内容については、新旧対照表に記載のとおりである。

なお、改正規則は、「2」に記載のとおり、令和7年4月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑)	
福 興 委 員	高校教育創造室の設置について、今まで高校教育課で担っていた業務の一部が移管されるといった認識でよろしいか。
佐 藤 副 教 育 長	お見込みのとおりである。
佐 藤 教 育 長	(委員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第5号議案 宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正について

(説明者：佐藤副教育長)

第5号議案について、御説明申し上げます。

資料右側を御覧願いたい。

「1 改正の理由」であるが、総務部総務事務管理課長への委任事項である扶養親族がある場合等の届出の受理について、引用元である「職員の給与に関する条例」から削除され、新たに人事委員会規則7-99(扶養手当)で規定されることに伴い、所要の改正を行うものである。

「2 改正内容」であるが、職員の給与に関する条例を引用している第2条第1号を削除し、人事委員会規則を引用している号中に扶養親族がある場合等の届出の受理に関する規定を加えるものである。

改正の具体的な内容については、新旧対照表に記載のとおりである。

なお、改正規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び人事委員会規則7-99(扶養手当)の一部を改正する規則の施行日に合わせて、「3」に記載のとおり、令和7年4月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑)	(質疑なし)
佐 藤 教 育 長	(委員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

佐 藤 教 育 長	第6号議案と第7号議案については、内容に関連があることから、一括して説明を受け、その後、各議案ごとに質疑、採決を行うこととしてよろしいか。 (委員全員異議なし)
-----------	---

第6号議案 宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則の一部改正について

第7号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

(説明者：佐藤副教育長)

第6号議案及び第7号議案について、一括して御説明申し上げます。

内容は、人事委員会勧告に基づく給料表の切替えに伴い、関連する規則について所要の改正を行うもので、施行日は、切替えの施行日に合わせ、ともに令和7年4月1日の施行としている。

まず、第6号議案「宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則の一部改正について」、資料右側を御覧願いたい。

「1 改正の理由」であるが、人事委員会勧告に基づく給料表の切替えに伴い、現行規定している号俸を改めるものである。

切替えの概要であるが、特定の給料表及び級において、現行の１号俸付近の号俸をまとめて新たな１号俸とするもので、切替えが行われる対象は参考１のとおりである。

参考２に切替えの例を示しているが、技能職等給料表１級の場合では、現行の１号俸から１７号俸を新たな１号俸に、現行の１８号俸を新たな２号俸に、現行の１９号俸を新たな３号俸に、というように現行から１６号俸を減じて切替えるものである。

資料左側を御覧願いたい。

「２ 改正内容」であるが、「(１)」が宮城丸船員の初任給基準号俸を改めるもので、「(２)」が６０歳を超える臨時的任用職員の初任給号俸の上限を改めるものである。

次に、第７号議案「宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について」、資料右側を御覧願いたい。

「１ 改正の理由」であるが、(１) 給料表の切替えに伴い、外国旅行における外国旅行雑費、宿泊料、食卓料等の算定に係る「行政職給料表の各級に相当する職務の級」について、級及び号俸により定めている内容を改めるものである。

資料左側を御覧願いたい。

(２)「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の一部改正により、特定業務等従事任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給与が単一号俸から複番号俸とされたことに伴う所要の改正を行うものである。

「２ 改正内容」であるが、「(１)」が給料表の切替えに合わせ、規則別表（その１）の内容を改めるもので、「(２)」が規則別表（その２）の適用対象から、特定業務等従事任期付職員及び任期付短時間勤務職員を削除するものである。

改正の具体的な内容については、新旧対照表に記載のとおりである。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

<第６号議案分>

(質 疑)	(質疑なし)
佐 藤 教 育 長	(委員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

<第７号議案分>

(質 疑)	(質疑なし)
佐 藤 教 育 長	(委員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

12 資料（配布のみ）

- (１) 教育庁関連情報一覧
- (２) 令和７年３月高等学校卒業予定者就職内定状況（２月末現在）
- (３) 宮城県図書館「東日本大震災文庫展」
- (４) 東北歴史博物館春季特別展「QuizKnock と巡る江戸東京博物館展」

13 次回教育委員会の開催日程について

佐 藤 教 育 長 | 次回の定例会は、令和７年４月２４日（木）午後１時３０分から開会する。

14 閉 会 午後２時４５分

令和７年４月２４日

署名委員

署名委員